

平成29年第4回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成29年5月26日(平成29年5月25日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成29年6月9日(金) 午前 9時30分
散会 午前10時11分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

平成29年第4回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成29年6月9日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第78号 邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正について

議案第79号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第80号 邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定について

議案第81号 邑智郡総合事務組合規約の変更について

議案第82号 平成29年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第83号 平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第84号 平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第85号 平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

平成29年第4回 邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成29年6月9日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~〇~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。9番、日野原議員、10番、清水議員、お願いをいたします。
- 議長(山中康樹) 先ほど執行部から6月5日に提出されました、議案第80号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定につきまして、訂正の申出が出されました。これにつきまして説明を求めます。
- 大橋生涯学習課長(大橋寛) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。
- 大橋生涯学習課長(大橋寛) 議案第80号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定につきまして、表現の解釈が不十分であったため、条文語句の一部訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所につきましては、第4条第4号の措置期間を据置期間。あ、すみません。第7条第4号の措置期間を据置期間に訂正するものでございます。なお、訂正文につきましては、本会議にてご提出をさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議長(山中康樹) ここでお諮りをいたします。議案第80号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定の訂正につきましては、申出のとおりこれを許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、訂正の申出のとおりこれを許可することに決定をいたしました。

~~~~~〇~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第78号から議案第85号までの質疑を行います。
- 議長(山中康樹) はじめに、議案第78号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第78号の質疑を終わります。続きまして、議案第79号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
- 議長(山中康樹) 13番、あ、12番。
- 亀山議員(亀山和巳) ええと、この奨学基金の1,000万減額にすることについてです

が、ええと、日本一の子育て村を標ぼうするこの邑南町が、この子どもたちが、ええと、十分、勉強に取り組めるようにという奨学基金の総額から、1,000万を減額することについて、ええ、予算の説明の時、補正予算の説明時には、現在運用しておるのが半分、基金の半分以上の金額なのだということがありましたが。今後1,000万減しても、この奨学資金の貸与に影響はないとお考えでしょうか。

●日高学校教育課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高学校教育課長。

●日高学校教育課長(日高始) ええ、邑南町奨学基金の年度末の貸付残高でございますが、28年度におきましては、2,191万5,000円でございます。ええ、ちょっとさかのぼりまして、平成24年度には年度末貸付残、貸与残高ですね。3,159万5,000円でございます。24年度から28年度でいいますと、少しずつ残高は下がってきております。この推移からみまして、29年度以降も上がる、この貸付貸与残高が大幅に伸びて残高になります6,000万を超えるということは、今までの推移からいいますと、想像するにそこまでは伸びないというふうに判断をしておりますので、1,000万減額をいたしましても運用には支障がないという判断に至っております。

●議長(山中康樹) その他、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第78号の、9号の質疑を終わります。続きまして、議案第80号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) えーっと、第7条の(2)、この基金からの貸付を受けた場合は、を受けようとする場合は連帯保証人一人をたてることになっております。この借り入れる金額というのは、えー、一児童生徒が1回行く、およそ30万の渡航費用の半額の15万です。町が保護者に貸付ける15万の金額に対して、連帯保証人をつける必要がなぜあるのかというところを教えてください。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 先ほどのご質問でございます。連帯保証人の意味というところでございますけど。えー基本的には公金を使わせていただくということ。それと基金につきまして、今上程をさしていただいておりますけど、1,000万ということ。で、それをですね、運用してまいるのに必ず基金が底をつくようであってはいけないということ。ということで基本的にはお返しいただくというようなところで設定をさせていただきました。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい。ちょっと非公式で伺ったところでは、これは奨学金の基金をこういったフィンランドの渡航費用に貸付けるんだから奨学金の基金の条例に準用して、やっぱり連帯保証人もつけるべきだということでそうされたと伺いましたが、そういったことはありませんか。金額でいうと、奨学金でいうと、えーっと、ひと月に高校の場合、公立で1万円借りて、年間12万ですわな。3年間するとその3倍の金額で。金額が大き

いものだから連帯保証人が必要かもしれませんが。この15万、1回きりの15万に対してまで連帯保証人をつけた理由としては、その奨学金に合わせるためということをお伺っておりますが、そういったことはありませんか。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 先ほどのご質問でございます。あのお、いずれにしても公金を使うということ。それと教育委員会、町が願っておりますのは、たくさん子どもたちにこのような交流事業経験していただきたいというようなところで。基金の確保というような視点もふまえて、連帯保証人を設定させていただきました。以上でございます。

●議長(山中康樹) 他に質疑はございませんか。7番。

●大屋議員(大屋光宏) えっと、ちょっと勘違いもしたんですけど。まず、あのお、基本的な制度設計がよくわかってないんです。お金を貸して返してもらうためのものなのか。第7条の第2項等をみますと、償還の免除規定もありますんで。何らかの条件が合えば免除するっていうのが前提のものであるのか。要は、あのお、奨学金のように政策的に行ってもら、何かの報告とかしてもらって条件を満たせば免除しますよっていう趣旨なのか。あくまでも15万貸して、まあ、あの、渡航費の半分を貸して返してもらうのが前提のものなのかをまず教えてください。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 先ほどのご質問でございます。基本的にはお返しいただくというようなところでございます。以上でございます。

●議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) あ、そうしますと、まあ条例自体が貸与と貸付とか言葉が混在していたり、基本的には、第7条でいえば、第3項の意味合いっていうのが、えっとよくわからない。で、その下の2項っていうんですかね。えっと、償還を猶予し、延長し、免除することが特に必要が認められる場合はできる、となってますが。貸付金ですので基本的に免除することはできない。えっと、議会の債権放棄として議決事項であって、あえてここに免除規定を書くのであればどういう場合に免除するっていうのを明確に書いたうえで条例を議会として議決しなければ簡単には債権を放棄することができないんだと思います。そういう意味で第7条の(3)の意味と第2項っていうんですかね。えっと、免除する意味合いを、免除規定を入れた意味を教えてください。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 先ほどのご質問でございます。まず、あのお、第7条第3号につきまして。これはあのお、貸付の期間というふうに認識をしております。続きまして、第2項につきまして、このような表現をしております。しかしながら、この文言をもって猶予、延長、免除をおこなうことができるとは考えておりません。特に免除につきましては、第7条の条文をもって一定の条件のもとに返済義務を免除できる場合として条例規定したものとは考えておらず、包括的な免除について規定した確認事項と考えておりま

す。したがって、免除につきましては地方自治法第96条第1項第10号の議決事件の規定にあります、権利の放棄に該当するものとして個別案件につきましては、議会に上程をおこなうというふうに考えております。以上でございます。

●議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) はい。まず、その貸付の期間が5年間のうちに貸しますよっていう意味合いがちょっと。えっと、行く時にお金を貸せばそれで終わりである、あると思うんですけど。まあ貸付決定を受けたら、お金を借りれるのは権利は5年間有しますよ、どこかで借りればいいですよって言って普通はあまりないっていうのと。免除規定を書いているけど、実際に運用するのは当然一般的なものと同じで、どうしても回収できない時には議会の議決を受けますよっていう意味だと思うんですけど。それをあえて書く必要があるのかなってというのは疑問に思います。で、これとは別に本題に入りたい。3回目の質問で本題なんですけど。まず、第2条の定義で借り受け者をあえて保護者に限定した理由。この保護者っていうのは法的な保護者なんだと思います。現実的には、法的な保護者ではおられるがその方と連絡はつかない。実質的にその生徒さんをえっと、世話をされているのは保護者以外の場合というのもあると思うんですけど。それでも保護者でなければ、えっと、借りる権利はないのか。それと償還期間が行った翌年から5年間になっています。まあ、中学生までは町としてもいろんな支援がしてありますので、それぞれの世帯の経済的な格差っていうのは緩和されていると思います。たかだか15万ですけど、高校生はいろんな支援がないので、ある程度家庭の経済的な格差っていうのはありますし、えっと、高校に行くだけでも納付金の負担も大きいです。えっと、高校生でも奨学金を借りて行かれている生徒さんもおられます。そういう方も広く皆さんに行っていただきたいと思えば、高校生はせめてなんらかの事情があれば、高校卒業後5年間にすることはできないのか。そうすれば行きたい本人も家の事情をあまり勘案せずに、まあ、家族に相談して、将来は自分が働いてるか、大学に行ってアルバイトして返しますよってことがいえると思うんですけど。これはあの、まあ1年生で借りれば2年生から返さなきゃいけないってことで。なかなかその家の事情がわかる生徒さんは相談しにくいのかな、と思うんです。その、まあ、あえて保護者に限定する理由と償還期間をもう少し延長できないか。それとまあ、前段の(3)であるとか、免除規定をまあどうしても入れなきゃいけないって理由って、まあそこ、そこはちょっと疑問には思いますけど。あとの二つを答えていただければと思います。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 失礼いたします。先ほどのご質問でございます。まず、あの保護者の規定でございますけど。えー、教育委員会といたしましては、学校教育法第16条に規定しております法的な保護者、親権者又は未成年後見人という意味と学校管理規則で示しております第一次的責任者、つまり、あのお、先ほど議員さんおっしゃられましたように親権を持たない方でもってというようなところを含めまして、えー、保護者というふうに認識しております。それと、あのお、2点目。えー、貸し、あの償還の期間でございます。一応あのお、今回5年間というふうに設定をさせていただきました。で、あのお、

先ほどもありましたけど、えー、最高で15万貸付た場合、5年間でいくと、というようにところで。1日100円っていうような試算をもとに年間3,000円程度であったら負担も少ないであろうと、いうようなことで、あ、すみません。年間3万ということで5年間という期間を設けさしていただいております。以上でございます。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 失礼いたしました。高校生の免除規定というようなご質問だったかと思います。あのお、先ほど申しましたように、1日100円というような負担というようにところで考えておりますけど。今後ですね、そういった特別なケースが生じた場合は、検討してまいらないといけないなというふうに思っていますが。基本的にはこの条例でいきたいというふうに考えております。以上でございます。

●議長(山中康樹) 5番。

●宮田議員(宮田博) えー、あのお、目的、第1条の目的の中に4行目ですが、貸付制度という表現がしてありまして。委員会の時にちょっと私も何とも思わずに、あのお、おったんですが。よくよく読んでみると、奨学金の、これ類するものであって、貸付制度、本来の貸付制度とするような基金条例とは若干ニュアンスが違うんじゃないだろうかな、というように気がいたします。で、ここでいう貸付制度っていうのは何をさしとるのかお伺いします。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 失礼いたします。えー、先ほどのご質問でございます。貸付というところでございます。以前もご指摘いただきました、貸与と貸付という関係でございますけど。あのお、この条文の見出しに表記しております貸付というのは、貸し与えるという、そういった行為の総称を考えております。で、貸付というのは基本、ここにもあろう、上程さしていただいておりますけど、えー、利子をつけないとか。そういったあのルールを設けて貸付けるというようなところで使い分けをさしていただいております。

●議長(山中康樹) 5番。

●宮田議員(宮田博) あのお、まあ、ものの本とか、一般的にみますと、この基金自体を管理する条例ではこういった条文も確かあったんじゃないかな、と思いますが。ここでは、もう既にこの目的はフィンランド共和国うんぬんということの、いわゆる奨学金的な意味合いのものであります。ま、あえて貸付という表現を入れると先ほどの7番議員さんの質問のような捉え方もおきてくるのかな、という気がいたしました。

●議長(山中康樹) 他にはありませんか。11番。

●辰田議員(辰田直久) すみません。ちょっと確認をさせていただきたいんですが。この基金条例の制定を上程されとるわけなんですけど。あの、まあ、改選前の委員会等でもこういったフィンランドの、に派遣された、第1回目が去年あったわけなんですけど。その時に今後どうするか、という話の中で国際交流たいへん若い方の必要ではないか。で、まあ、えー、負担なしでまた次もやったらどうか、という意見。そうしてまたこういったかたちである程度の支援をしながら、受益者負担といいますか、その学生さんにも負担をしながら継続してやっていただければというような話があった中で。まあ、今回、フィンランドは

限定をされておるわけでございますが。まあ、そのいろんなヨーロッパだ、アメリカだ、というような国を実際に出された議員さんもおられた中で、えー、このフィンランドを限定されたちょっと経緯についてお話をいただきたいと思います。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 失礼いたします。先ほどのご質問でございます。フィンランドに限定した理由でございます。いずれにしても、あのお、2020東京パラリンピックに向けてフィンランドのゴールボールチームの合宿招致を目指しております。その中で邑南町といたしましても、えー、無縁の地であるフィンランドというところで、どうしてもその交流というような意味合いを持って、同時に活動をしていかないと成果が得られないというふうに判断をしております。また、あのお、フィンランドにつきましては、もちろん、教育福祉の先進国でございます。邑南町といたしましても日本一の子育て村の具現化に向けては絶対的に必要であろう、その学ぶのに必要であろう、というような判断でフィンランドというのを限定をさせていただきました。以上でございます。

●議長(山中康樹) 11番。

●辰田議員(辰田直久) はい。ということは、国際交流というようなものは必要であるという中で、まあ、今回、2020年のパラオリでゴールボールのフィンランドチームの合宿誘致を邑南町が手をあげて、今計画が進んでいるということで。そこに限定したということで。あのお、そのフィンランドの事業がメインなのか、その国際交流の必要性がメインなのか、ということもあると思うんで。その中で国際交流の必要性が前に出ているから、たまたま交流とかいろんな意味でのフィンランドを限定されたと解していいのかという1点と。もう一つは、えー、まあ今から基金を積み立てられるわけですので、もちろん2020年を過ぎててもこういった事業を継続していかないと、その、パラリンピックまでの3、4年の間だけではまたこれも意味がないことであるので。その継続性。それから先ほど言ったフィンランドずっと限定していくのか、まあ、その後はまた見直し等も図られるかもしれませんが。まあ、そういった方向性について今考えがあればお聞きをしたいと思います。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋党) 失礼いたします。交流事業につきまして、えー、先ほども、どちらを優先していくのか、というようなところもございます。もちろん、招致っていうのも一つ前提において活動してきましたが、それはあくまで方法論であって、邑南町レガシーを残していくためには、というようなところで、そういった交流というのをしっかり意識して今後も進めてまいりたいというふうに考えております。で、2点目の2020終了後でございますけど。今の段階で、というわけにはなかなかはっきり申すことはできませんけど、基本的にはですね、この交流事業というのは非常に重要であるというのは認識をしております。また、あのお、2020年終了後いろいろ目的、一つの目的が終了するであろうというふうに思っておりますので。次の目的を再考していきながら継続に向けて努力をしていきたいな、というふうには考えております。以上でございます。

- 議長(山中康樹) 他にはございませんか。ありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第80号に対する質疑を終わります。  
続きまして、議案第81号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第81号の質疑を終わります。続きまして、議案第82号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 議長(山中康樹) 2番。
- 瀧田議員(瀧田均) 1点ほどお聞きを、お聞きをします。補正予算の21ページ。上の枠の001の05ですが、農林商工販路拡大推進事業費、載っておりますけど。あのお、米の販路拡大等いうふうに伺いましたが、えっと、詳細に中身をお聞きをしたいと思います。お願いします。
- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 植田農林振興課長。
- 植田農林振興課長(植田弘和) ご質問の、えー農林商工連携サポートセンター事業の中の農林商工販路拡大推進事業でございますが。米などの農産物の販路拡大をとおして農地保全と所得、農家の所得向上を目指すということで考えております。
- 議長(山中康樹) 2番。
- 瀧田議員(瀧田均) えーと、その、えー、その方法はどのようにされるのかお聞きをします。どなたが、どちらへ販路拡大に行かれるか。
- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 植田農林振興課長。
- 植田農林振興課長(植田弘和) えー、担当の職員を配置いたしまして、企業でありますとか、個人向けの販売の方法について、販路の開拓をしていきたいというふうに考えております。
- 議長(山中康樹) 2番、いいですか。2番。
- 瀧田議員(瀧田均) えーと、あのお、委員会の説明では、えーと、他になんか酒米をどうにかするとか、というような話があったと思いますが。それはありませんか。
- 議長(山中康樹) 植田農林振興課長。
- 瀧田議員(瀧田均) それと職員を決めると言われましたが、あのお、職員は臨時で誰かを専属にお雇いしてやられるという意味ですか。二つほど。
- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 植田農林振興課長。
- 植田農林振興課長(植田弘和) はい。えっと、販売の対象としますのは、あのお、主食用米であったり、酒米であったり。あの米についてはいろいろな場合があるかと思うので。えー、相手先の要望に応じたものを考えていきたいと思います。それから担当します職員は、町職員でございます。
- 議長(山中康樹) 他にはないでしょうか。12番。
- 亀山議員(亀山和巳) はい。えーと、補正予算25ページ、10款の教育費の中で1項の

25ページの事務局費について。予算の説明の時には、これは40万円を瑞穂ライオンズクラブから寄附を受けて、ここに充てるものだという説明だったと思います。その時にありましたのは、えーと、瑞穂ライオンズクラブの条件いいですかね、要望で、瑞穂地域の学校に指定した、あのお、使途を指定されとると伺いました。それで、それがなぜ事務局費の方へ入っておるのか。その使途についての計画があれば教えてください。それともう1点。先ほどからも質問がありよります、29ページの教育費。フィンランド共和国交流派遣貸付基金管理費がパラリンピックの招致活動費の中に取り込まれておりますが、先ほど質疑の中の答弁では、国際交流という考えもあるし、パラリンピックの誘致もあるということがありましたが。ここでいうと、あきらかにこれはパラリンピックのキャンプ地の招致についての海外派遣であると認識できますが、そのとおりでしょうか。

●日高等学校教育課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高等学校教育課長。

●日高等学校教育課長(日高始) えー、瑞穂ライオンズクラブからの40万円でございます。収入につきましては、28年度で収入しております。29年度におきまして、先ほど申し、えー、議員さんもおっしゃったように、瑞穂地域の学校、小学校3校、中学校1校。寄附の時に瑞穂小学校、中学校、瑞穂地域内の小中学校に教育振興のために40万円を10万円ずつ渡して欲しいということがありましたので。教育振興という目的で事務局費の中に、から、事務局費の方から補助金というかたちで各学校の方に10万円ずつを29年度で渡さしていただいて、教育振興のために各学校で役立てていただきたいということで載せております。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 失礼いたします。先ほどのご質問でございます。基金の創設というところで、先ほども申しあげました、あのお、招致に向けてっていうのを考えております。もちろん、この交流というのは少なからず招致に向けてもですね、影響は及ぼすであろうというようなところで、2020年まではこの保健体育費というところで考えております。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい。1点目のライオンズクラブからの寄附金についてですが。これは瑞穂地域の小中学校という指定をされて、あのお、寄附金を受けたんなら、これは、えー、どういいですかいね。負担付寄附にあたるんじゃないか。例えば、一般的な使途だけならわかりますが。その地域を指定して特定のところへというようなことは、地方公共団体が寄附金を受ける場合、公平公正中立の立場で受けるというところからは負担付寄附として私は認識されると思いますし、これは議会の議決を必要とするものではないか、というふうに解釈するんですが。それを28年度でこれを受けられたという、そのことについての判断のどうされたかということを教えてください。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 今回の寄附が負担付寄附に該当するか、ということのご質

間ですが。一般的に地方自治法96条第1項で定めております負担付寄附と申しますのは、指定された使途に使わなかった場合、えー、寄附の行為自体を取り消すものが負担付寄附というふうに解されております。今回の場合は、えー、ライオンズクラブからの寄附につきましては、使途の指定はあったもののそこまでの申出はありませんでしたので。いわゆる負担付寄附ではなくて、指定寄附という扱いで議会の議決は必要ないものというふうに解しております。以上です。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 12番。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい。負担付寄附と指定付寄附の違いですね。指定というのは、さっきもちよつと言うたかもしれませんが、主要目的を、これは学校教育のためにつこうてください、とか。これは社会福祉のためにつこうてください、というのが指定であって、その場所を特定してというのはこれは指定からはちよつと外れるんじゃないか、というふうに私は理解しますが、その点はさっきの見解でいいですね。

●**議長(山中康樹)** 柳川企画財政課長。

●**柳川企画財政課長(柳川修司)** はい。あのう、主要目的、また場所の限定等も含めて指定はなされるものと解しております。で、申出自体に対してですね、使われなかった場合はこの寄附は取り消しますよ、ということがない以上は指定付寄附であって、負担付寄附ではないというふうに解しております。以上です。

●**議長(山中康樹)** 他にはないでしょうか。11番。

●**辰田議員(辰田直久)** 21ページの、先ほど2番議員さんが言われたところなんです。えー、だいたい目的は先ほど説明がありましたので理解するところなんです。その目標とされる量ですよ、お米の。どのくらい、あのお、拡大を初年度たてておられるかということ。それとこの販路拡大については一般にいうセールス、まあ、いろんなもの売りにいかれますが、そのセールスというようなかたちで解釈していいのか。まあ、相手が業者さんであれば一般も対象になるかもしれませんが。どういった方面へそういったかたちでやられるの、計画か。それと今、テレビ等でもお米を販売するいろいろな工夫をされているのが出とるんですが。米の、お米のネーミングとか。それからお米の小型化したパッケージでお土産に使うとか、単身者が1日2日で食べれるぐらいの量のものを上手く小分けにして売とられる、いろいろな工夫もされたりしとるんですが。そういった広報、小売りの関係の方についてはこの事業ではなくて別の部署で対応されるということか教えてください。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** はい。まず、あのお、量の目標でございすけれども。本年度の場合は、もう作付けが始まっております、邑南町の場合、多くが売り先のある程度特定された米になっておりますので。あまり多くのものを今年新たな売り先に売っていいということとは今年の場合難しいのではないかと思いますので。目標としましては、そう多くのものは掲げておりません。むしろ、おっしゃるように、あのお、ニーズのあるところを探すためのキャンペーン的な取り組みに今年はなろうかというふうに思っております。それからネーミング等につきましては、また新たなものを掲げるということではな

くて、えー、これまでに使ってきたものを使うというところが基本でございます。それからまた、パッケージなどにつきましては、あのお、買っていただける先の要望に応じて、例えば会社の給食とかであれば30キロ単位での出荷ということもあるでしょうし。それからまた、個人の皆さんであればお試しで食べていただくような小口のパッケージもあるでしょうし。まあどういったところにそのニーズがあるのかというところは今年いろいろ試してみたいというふうに考えております。

●議長(山中康樹) 11番。

●辰田議員(辰田直久) はい。まあ、初年度ということでそういったかたちでやられるということがわかりましたが。まあ、あのお、農家の個々には米の販路拡大事業は個々にやられる方が今たくさん増えてきておるところも実情でございますので。そういった行政が主体となってこういったまたお米に、の販路、邑南町産米を売り出されていくことは悪いことではないんですが。まあ是非ともそういった意味では、個々の農業者の販路拡大のうえに、そういった町の方で予算を投じてやったという効果がでるように是非とも努力をしていただきたいことを申して添えておきたいと思います。

●議長(山中康樹) 他に質疑はございませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第82号の質疑を終わります。続きまして、議案第83号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第83号の質疑を終わります。続きまして、議案第84号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第84号の質疑を終わります。続きまして、議案第85号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第85号の質疑を終わります。以上で議案第78号から議案第85号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で本日の日程は、すべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

—— 午前10時11分 散会 ——

●大賀事務局長(大賀定) 失礼します。えーと、事務連絡をさせていただきます。えー、本日、議会運営委員会が開催されまして、本てん、定例会の会期につきまして、1日繰り上げて6月14日、水曜日までとされました。また、7月10日、月曜日に臨時会が予定されました。以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員